千葉市道路シェルター等維持管理計画

令和２年３月

１ 背景と目的

道路には、移動円滑化のためシェルターやバス停上屋が整備されています。

現在、本市（市道路管理者）が管理するシェルター施設等は、千葉市交通バリアフリー基本構想に基づき、2002 年度から 2008 年度までに集中して整備されており、将来、一斉に改築更新時期を迎え、短期間で集中的に大きな財政負担が生じることが明らかとなっています。このことをふまえ、千葉市道路施設戦略的維持管理方針に基づき、計画更新型（定期点検の結果等により更新時期を設定し、効率的な更新を行う管理方法）施設として計画的に改築更新を進めていくことで、道路交通の安全性、信頼性を確保するとともに維持管理費の平準化を図っていくことを目的に『千葉市道路シェルター等維持管理計画』を策定します。

２ 対象施設

本計画の対象は、道路管理者が管理する駅前シェルター及びバス停上屋のみとし、バス事業者が管理するバス停上屋は対象外とします。

＜対象施設＞

写真１ 駅前シェルター（千葉駅東口）

写真２ バス停上屋

＜対象外施設＞

写真３ バス停上屋（バス事業者管理）

３ 計画期間

本施設は計画更新型で維持管理することとしており、原則耐用年数での更新を実施することとなります。しかしながら、対象施設は、短期間に多くの施設を整備しているため、更新時期が重なる時期（2038～2048 年頃）の財政負担の軽減を考慮し、費用の平準化の観点から、計画期間を 2020～2049 年までの 30 年間とします。

なお、計画の見直し期間については、点検周期の観点から概ね 5 年ごとに見直すものとします。

４ 対策の優先順位の考え方

本施設の更新は原則耐用年数で実施しますが、更新時期が重なる場合は平準化を図るため、以下の項目を考慮した順位で更新計画を考えます。

（１）被害影響度による順位

駅前シェルター下はバス等の利用者や不特定多数が往来するため、損傷等による第三者被害の影響が大きいことが考えられることから、優先して対策を施します。

（２）施設の重要度による順位

本施設はバリアフリーに寄与するため、設置されている地区や周辺状況に応じた重要度を設定し、優先順位を考えます。

重要度高：バリアフリー重点整備地区内の施設

重要度中：バリアフリー重点整備地区外であるが、近隣に中核病院、福祉施設、高校（以下「病院等）という。）がある施設

重要度低：上記以外の施設

（重要度低の施設については、撤去相当施設）

５ 施設の状態等

2019 年度に初回点検として詳細点検を行いました。点検結果は以下のとおりとなります。

92 施設点検を行い、健全度Ⅳ判定の施設は無く、Ⅲ判定の施設も全体施設の約 10%のため、おおむね健全な状態が保たれていることがわかりました。しかし、一部の施設では、損傷が発生しており、健全度が損なわれていることがわかりました。

損傷判定においてⅢ判定が出ている施設は、次回の点検までに補修等を行い、健全度の確保を行うとともに、今後も引き続き定期点検を行い健全な状態の保持に努めてまいります。

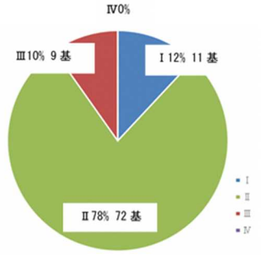

表１ 判定区分表

区分		定義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

出展：国土交通省附属物（標識、照明施設等）点検要領

写真４ 腐食損傷写真

6 対策内容と実施時期

（1）点検

施設の安全性の確保及び状態の確認のために、5 年に 1 度のサイクルで定期点検を行い、詳細点検、中間点検を交互に行うものとします。また、国土交通省附属物（標識、照明施設等）点検要領を参考とし、施設毎に健全度を判定します。

（2）維持補修

本施設は駅前広場や中心市街地に設置されていることが多いため、美観的配慮を考慮し屋根材や雨樋の清掃、鋼部材の塗装及びポリカーボネートの破損箇所の軽微な補修などの維持管理を適切に行うものとします。

（3）更新の考え方

1）更新方針

本施設は、維持管理方針において計画更新型施設としており、更新時期を設定し、平準化を図りながら更新を行います。

2）更新周期

設置から 40 年間[※1]で更新することを原則としますが、次の点を考慮して更新時期を見直すこととします。

①更新時期直近の定期点検において、健全度Ⅱ以下の施設は更新時期の延伸を行います。

②定期点検において、健全度Ⅲ以上になった場合は、原則 5 年以内に更新等を行うものとします。

※1　平成 31 年版 建築物のライフサイクルコスト一般財団法人 建築保全センターでは、金属製屋根材の更新周期を 40 年としています。

3）必要性の検討及び既存施設の規模縮小

効率的かつ効果的な維持管理を行うため、利用状況等を考慮し更新時には以下の点を配慮するものとします。

①必要性の検討

重要度低の施設については、必要性及び撤去を検討します。

②既存施設の規模縮小

4）更新時の注意点

本施設が駅前等に設置されており、景観上配慮が必要な場合は、更新時に関係機関（バス事業者や市内関係課）と調整を行うものとします。

5）道路管理者以外での施設更新

道路法第 32 条の規定によりバス事業者でも上屋の設置・更新は可能であることから、本施設の更新時において協議を行い、必要に応じてバス事業者による更新を検討します。

（4）対策実施時期

「6－（3）更新の考え方」に基づき、施設更新時期について平準化を図り、実施時期を定めます。

表　更新計画表

No	軌道管理者	路線名	駅名	出口	設置年度	2029	2030	2031
20	ＪＲ	京葉線	海浜幕張	北口	1989		○	●
21	ＪＲ	京葉線	海浜幕張	南口	1989	○	●	●

凡例
○：更新設計委託
●：更新工事

更新時期が重なるため、平準化を図る

7 計画による効果と対策費用

（1）対策費用

更新費は平準化を図ることにより、年度毎の更新費を最大 180,000 千円以下としました。なお、計画期間内（2020～2049 年度）の総額費用は約 36 億円を見込みます。

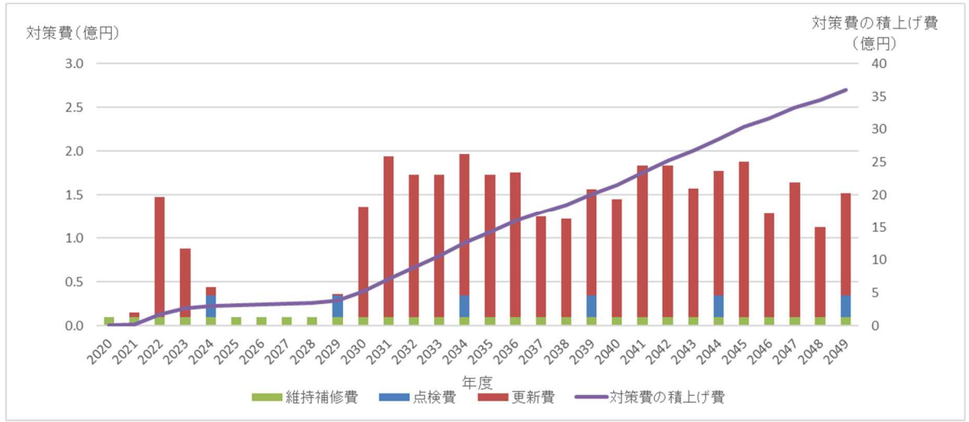

図　年度別対策費用

※上記費用は、見積や過去の実績から算出したものであるため、更新時には確認が必要

（2）計画策定による効果

本計画に基づき、バス停上屋の更新時に施設の必要性を再検討し撤去した場合、計画期間内（2020～2049 年度）の対策費は約 1.6 億円の縮減が可能となります。また、定期点検の結果により、施設の更新時期を延期させることで、更なる対策費用削減が可能となります。

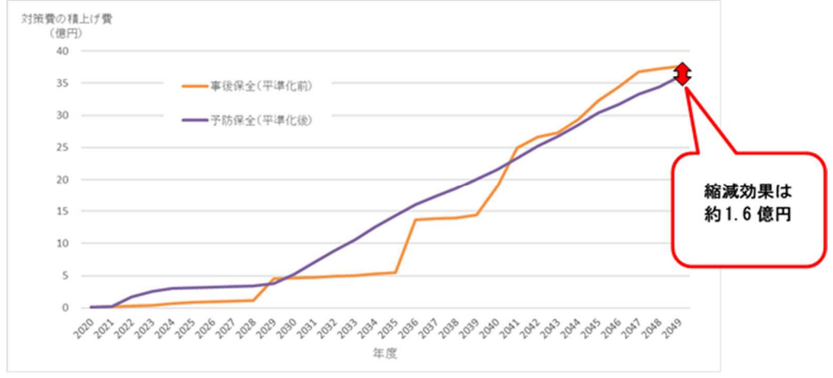

図　更新費積上げ費